

災害時物資輸送に係る基本方針について

令和4年6月
鳥取県危機管理局

1 目的

本方針は、大規模災害時において県内外からの支援物資等を避難所等に輸送する際の体制及び基本的事項について事前に定めることを目的とする。

2 対象とする災害

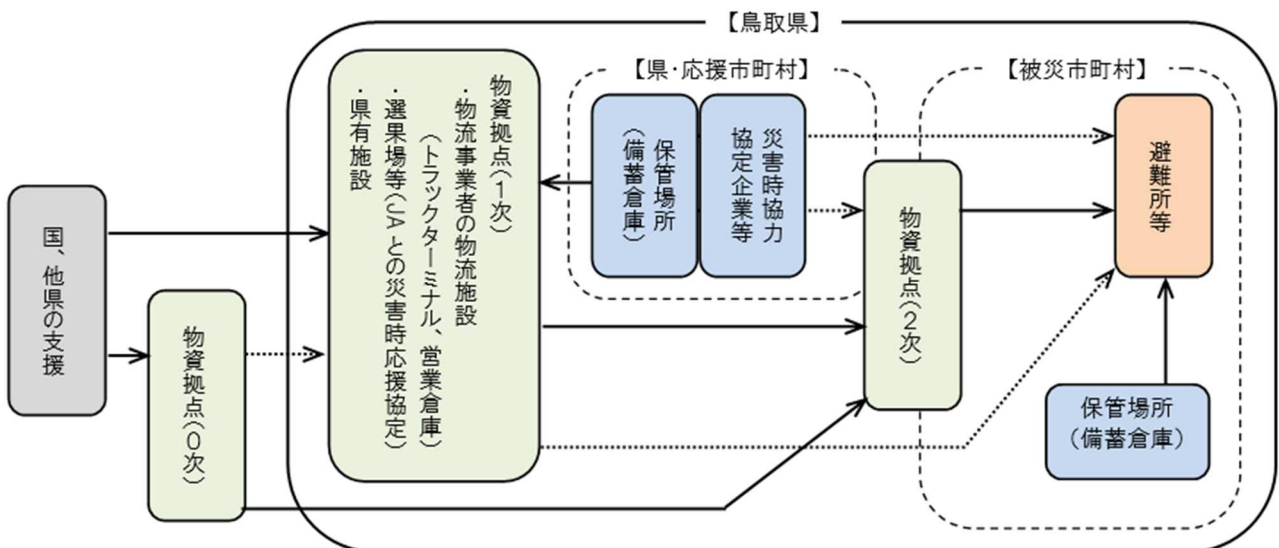
本方針は、原則、特別警報の発令、震度5強以上の地震及び知事が必要と認めたとき等、県災害対策本部（広域応援・受援班物資支援係）が設置される大規模災害を対象とする。

3 災害時物資輸送の流れ

大規模災害時における支援物資の輸送は、災害時物流拠点により行うことを基本とし、県、市町村等は災害の規模・状況等に応じて災害時物流拠点を設置・運営する。災害時物流拠点の種別・機能等及び物資輸送の基本的な流れは以下のとおり。

なお、発災後3日後までは個人または市町村の備蓄で対応することを基本とする。

種別	運営主体	機能	想定施設
0次物資拠点	応援県	○国・他県等からの支援物資の受入れ・仕分け ○2次物資拠点等への支援物資の輸送	・鴻池運輸(株)真庭配送センター(岡山県真庭市) ・応援県が選定する施設
1次物資拠点	被災県(鳥取県)	○国・他県または応援市町村等からの支援物資の受入れ・仕分け ○2次物資拠点等への支援物資の輸送	・ヤマタスポーツパーク(東部)、東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設(中部)、とっとり花回廊(西部) ・民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫 ・JA選果場等
2次物資拠点	被災市町村	○0次物資拠点または1次物資拠点等からの支援物資の受入れ・仕分け ○避難所等への支援物資の輸送	・市町村が選定する施設



※必要に応じて避難所等へ直接輸送

4 実施体制・役割分担

県、市町村及び関係機関の実施体制及び役割は次のとおりとする。

(1) 県（災害対策本部広域応援・受援班物資支援係）

- ・ 支援物資の受入れ、輸送に関する全体調整
- ・ 1次物資拠点の選定、開設及び運営
- ・ 物流専門家の派遣要請
- ・ 支援物資の2次物資拠点等への輸送
- ・ 必要に応じて0次物資拠点の開設及び運営、0次物資拠点から1次物資拠点への支援物資の受入調整
- ・ 県及び市町村の備蓄物資の活用及び調整
- ・ 応援県、応援市町村及び災害時協力協定団体等との支援物資に関する調整
- ・ なお、必要に応じて、災害時物資輸送に係る運営全般について、物資物流に関して知見と経験を有する民間物流事業者等に一括して委託するなど、状況により最も効率的な運用を行うことも検討

(2) 市町村

- ・ 2次物資拠点の選定、開設及び運営
- ・ 支援物資の避難所等への輸送

(3) (一社) 県トラック協会（物流専門家）

- ・ 1次物資拠点候補施設の被災状況の確認、県への報告、県が行う1次物資拠点選定の支援
- ・ 県の指揮の下、1次物資拠点の運営及び必要な人材と資機材の支援
- ・ 物資の輸送に必要なトラックの確保及び輸送調整等
- ・ 支援要請があった場合等、必要に応じて、市町村の指揮の下、2次物資拠点の運営及び必要な人材と資機材の支援並びに物資の輸送に必要なトラックの確保及び輸送調整等

(4) 県倉庫協会（物流専門家）

- ・ 1次物資拠点候補施設の被災状況の確認、県への報告、県が行う1次物資拠点選定の支援
- ・ 県の指揮の下、1次物資拠点の運営及び必要な人材と資機材の支援
- ・ 支援要請があった場合等、必要に応じて、市町村の指揮の下、2次物資拠点の運営及び必要な人材と資機材の支援

5 災害の規模に応じた物流体制

(1) 県内全域が被災した場合

- ・ 県内の1次物資拠点の開設が困難な場合は、応援県に0次物資拠点の開設を依頼し、併せて県内市町村2次物資拠点等への輸送について調整

(2) 県内一部地域が被災した場合

- ・ 原則、国及び他県からの支援を想定の上、県内の被災していないエリアに1次物資拠点を開設
- ・ 国のプッシュ型支援物資が大量に輸送される場合や、速やかな1次物資拠点の開設が困難な場合は、物資の一時的な受入れ先として、0次物資拠点の開設も検討
- ・ なお、被災エリア及び支援物資の輸送ルート等を考慮の上、効率的な運用が期待できる場合は、県外に1次物資拠点を開設
- ・ また、2次物資拠点の開設が困難な場合や、避難所等の開設数が少ない場合等、効率的な運用が期待できる場合は、1次物資拠点等から直接避難所等へ輸送